令和８年９月２５日

各都道府県
　宗教法人事務主管課　御中

文化庁宗務課

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知のご協力のお願いについて（依頼）

　平素から宗務行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、マイナンバーカードについては、これまでもデジタル庁をはじめとする関係行政機関からの依頼を受けて、宗教法人に対し、職員等に積極的な活用を呼びかける旨の周知をお願いしてきたところです。
　この度、マイナンバーカードの保有枚数が１億３４４万枚を超え（令和８年５月末時点）、今後はカードの利便性への理解が求められるところ、今般、改めてデジタル庁等から別添のとおり、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知についての依頼がありました。
　つきましては、当該依頼を踏まえ、以下の文化庁ホームページに関連資料を掲載し、宗教法人に対して周知することとしましたので、貴都道府県におかれても所轄する宗教法人に対して、適切な方法等により周知いただきますようお願い申し上げます。

【文化庁ホームページ】
https://stg.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93721501.html

【本件に係る問い合わせ先】
文化庁宗務課法規係
電話：03-5253-4111（内線 3038）
E-mail：syuumu@mext.go.jp

令和８年６月29日

各業所管官庁　　担当部局　　御中

デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード広報担当
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 救 急 企 画 室
出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室
外務省領事局政策課海外邦人マイナンバーカード支援室
外 務 省 領 事 局 旅 券 課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室
厚 生 労 働 省 保 険 局 高 齢 者 医 療 課

マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知のご協力のお願いについて（依頼）

平素より、マイナンバーカードの利用推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、令和８年５月末時点でマイナンバーカードの保有枚数は約1億344万枚（人口に対する割合は83.1%）となり、今後はカードの利便性への理解が求められるところ、以下の点について、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知にご協力くださいますようお願いします。

下記１のとおり、所管業界団体等に対してマイナンバーカード活用に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、２の関連資料を用いた周知・情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

１　要請文の発出

①　「各省庁から業界団体への依頼文」（別添１）、「業界団体から傘下企業等への依頼文」（別添１−２）及び「各省庁から独法への依頼文」（別添２）をご活用ください。なお、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁の判断で適宜、要請文の文言は修正いただいて問題ございません。

②　通知の添付資料として、「参考資料」（参考１－１）及び「参考広報資料」（参考１－２）をご使用ください。

③　通知の発出先については、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁においてご選定いただきますようお願い申し上げます。なお、「独立行政法人等」には、各府省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。

④　通知の発出は、可能な限り速やかに実施して下さい。なお、各府省庁及び業界団体等における取組状況については、後日ご報告していただき、次回会議「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第９回）」（実施時期未定）において当庁から取りまとめ結果を発表させていただくことを予定しています（フォローアップの詳細・様式については、後日連絡いたします。）。

⑤　上記③のほか個別に所管業者のマイナンバーカードを使った実績等についてお伺いさせていただくことがあります。その場合は個別に連絡させていただきます。

２　マイナンバー制度周知用関連資料について

各省庁において、様々な場面を捉え、別添の「参考用広報資料」（参考１－２）を周知にご利用ください。

併せて、右記のＱＲコードのリンク先のデジタル庁ウェブサイト「広報資料」（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources）のページ下部にある「マイナンバーカード活用等に関する周知用資料」のコンテンツを周知にご利用ください。

また、このほかにも既存のリーフレット等につきましても、同ページに掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでの周知やイントラネットへの掲載にご利用ください。

デジタル庁国民向けサービスグループ マイナンバーカード広報担当 関口・鈴木
電話 03-6872-6450（直通）

警察庁交通局運転免許課 青木
電話　03-3581-0141（代表）

総務省自治行政局住民制度課 マイナンバー制度支援室古山・渡邉・西川
電話 03-5253-5366（直通）

消防庁消防・救急課救急企画室 金子・森・田村
電話：03-5253-7529(直通)

出入国在留管理庁在留管理支援部在留企画室 石井
電話：045-370-9755（内線4327）

外務省領事局政策課海外邦人マイナンバーカード支援室 馬場
電話 03-5501-8152（直通）

外務省領事局旅券課　西條
電話　03-5501-8149（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室 小嶋・平田・倉光
電話：03-3595-2174（直通）

厚生労働省保険局高齢者医療課 品川・廣瀬
電話：03-3595-2090（直通）